

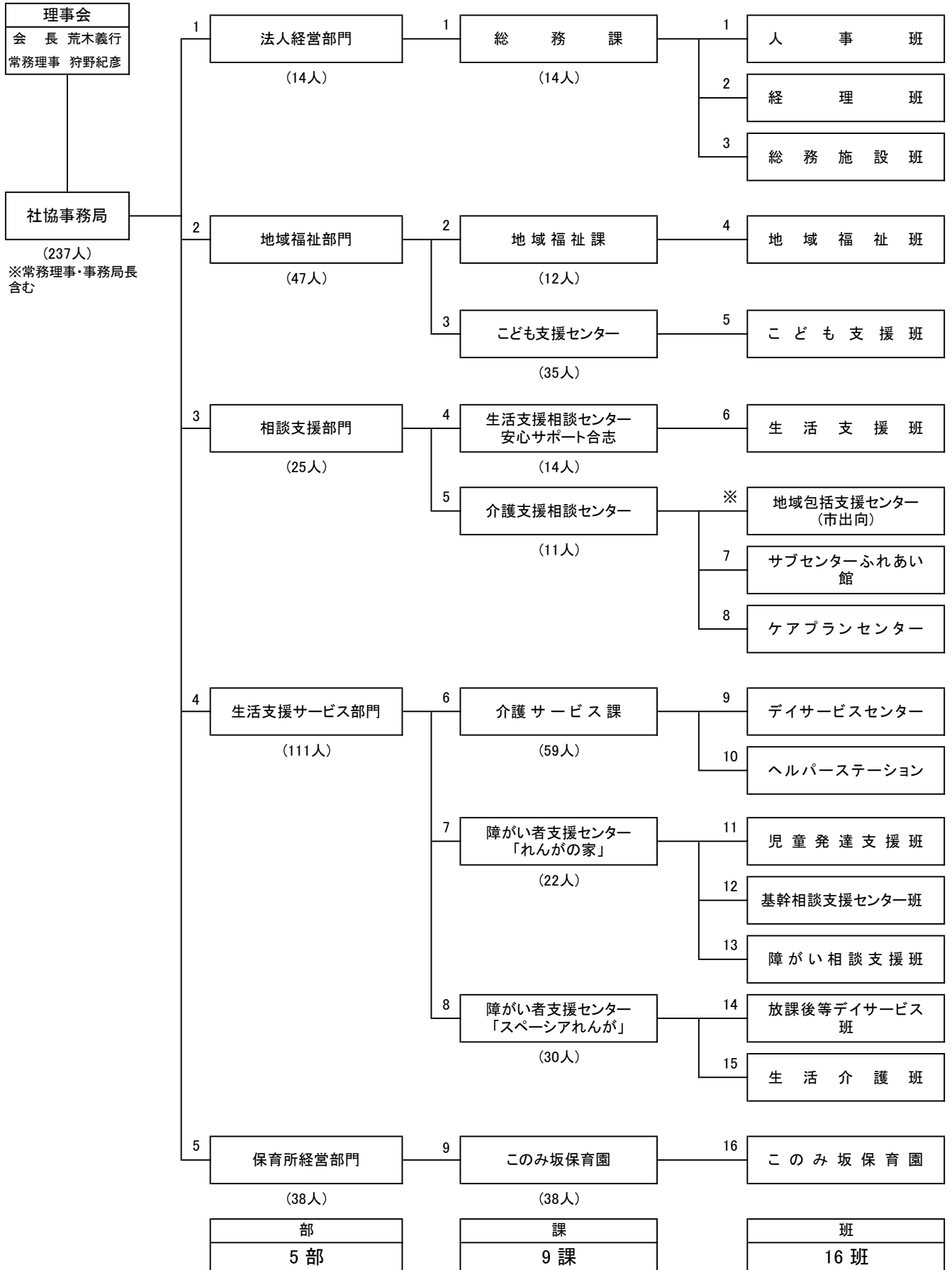
令和8年度事業計画書

社会福祉法人 合志市社会福祉協議会

目 次

事務局組織図	1
基本方針、重点活動・目標	2
各課事業計画書(案)	
(1) 総務課	
人事班、経理班	3
総務施設班	4
(2) 地域福祉課	
地域福祉班	5～6
(3) こども支援センター	
こども支援班	7
(4) 生活支援相談センター	
生活支援班	8
(5) 介護支援相談センター	
ふれあい館サブセンター、ケアプランセンター	9
(6) 介護サービス課	
デイサービスセンター	10
ヘルパーステーション	11
(7) 障がい者支援センター「れんがの家」	
障がい相談支援班、児童発達支援班	12
(8) 障がい者支援センター「スペースれんが」	
放課後等デイサービス班、生活介護班	13
(9) このみ坂保育園	14

令和8年度 合志市社会福祉協議会事務局 組織図



基本理念 『やさしくて穏やかな福祉社会の創造』



「だれひとり取り残さない」 持続可能な福祉活動の展開

1 基本方針

合志市は住みよさが高く評価される一方で、経済的困窮、社会的孤立、子育て不安、介護負担、障がいに伴う生活課題など、複合的で見えにくい困りごとを抱える市民が確実に存在しています。本会はこれらの課題に真正面から向き合い、分野別支援の充実にとどまらず、「相談機能の横断的連携」を軸とした実践を通じて、地域福祉の推進を図ってまいります。

本会の特徴は、生活困窮、子育て、高齢者・介護、障がい児者の専門相談機関を有し、さらに乳幼児から学童期、青年期から高齢期に至るまで、市民のライフステージにおける福祉サービス事業を提供する事業体です。この強みを最大限に活かし、各専門相談機関が相互に情報共有とケース検討を行う仕組みを強化し、「どの窓口からでも、必要な支援につながる体制」を確立してまいります。制度の縦割りや所管の違いにより支援が分断されることのないよう、アセスメントと支援調整を横断的に行い、制度の狭間に陥らない包括的支援が実践できるよう努めてまいります。

生活困窮支援では第二のセーフティネットとしての機能を発揮し、子育て支援では妊娠期からの切れ目ない伴走支援を強化し、高齢者支援では公的・民間の相談機能を一体的に運用し、障がい児者支援では基幹相談支援センターを軸に地域の支援力向上を図るよう努めます。

さらに、新たな障がい児支援センターの建設によるサービス事業所整備を見据え、医療的ケア児支援や災害時対応も含めた地域ネットワークの構築を目指します。

これらの取組の根底に置くのは、「見えにくい困りごとを見逃さない」という姿勢です。支援を“待つ”のではなく、地域に出向き、つながり、伴走することで、市民一人ひとりの尊厳を守る活動に努めてまいります。

市民の困りごとの窓口である相談部門の連携強化を通じて、本会が地域の福祉資源をつなぐハブとしての役割を果たし、合志市をはじめ民生児童委員等の関係機関と協働しながら、だれひとり取り残さない支援を積み重ねて、合志市の“住みよさ”を支える一助となるよう努めてまいります。

2 重点活動・目標

- (1) 第4期(令和5年～令和9年)合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画の実行
 - ・ 計画の柱となる「1. つながりと支え合いの輪を広げる」、「2. 地域の担い手の輪をつなげ地域の福祉力を高める」、「3. 相談・支援体制の連携の輪を強める」ための取り組みを進めます。
- (2) 障がい者支援センター新築工事(新規事業)
 - ・ 施設整備補助事業の決定に伴い令和8年度完成に向けた障がい児支援センター新築工事に取り組めます。併せて、事務局組織を見直し、活動拠点に応じた事業編成を図ります。
- (3) 相談事業の体制強化
 - ・ 各相談事業(障がい、介護、生活困窮、子育て、地域福祉)の連携を強め、他人ごとではなく地域課題として取り組む社協の強みを生かした相談体制の強化に努めます。
- (4) 経営基盤の強化
 - ・ 自主財源の9割を占める障がい福祉サービス事業、介護保険サービス事業、保育所事業における人材の確保に努め、市民から選ばれる事業所となるよう健全経営に努めます。

令和8年度 各課事業計画書

担 当 課	班
総 務 課	人事班・経理班

1 課(班)の業務方針
<p>本会は地域福祉事業をはじめ、児童福祉事業、高齢者福祉事業、介護保険事業、障害者総合支援事業生活困窮者自立支援事業といった社会福祉制度を横断する事業を手掛けている。各事業の制度毎に定められた人員配置基準や施設整備基準に則って、社内規則規程の適正性を検証しつつ、事業運営体制の強化を図っていく。</p> <p>また、福祉従事者の処遇は報酬改定にて改善の取組が強化されている一方、物価高騰の影響により事業運営面は事業継続の在り方が課題となりつつある。財務状況や部門職種間の処遇バランスに注視しながら、本会に適用できる処遇改善の実施に努めていき、職員が安心して働くことのできる事業所づくりと働きがいのある職場づくりを目指す。</p> <p>また、安定して事業継続な拠点整備を行うとともに、事業展開の下支えとなる事務局体制強化に努める。</p>
2 新たに取り組む事務事業
なし
3 改善や強化を行う事務事業
<p>(1) 事務局編成の推進(サービスの質の維持・向上、法令・社内規則整備及び遵守の徹底、情報の共有と連携を促し、法人全体のガバナンス強化を図る)</p> <p>(2) 人事評価制度導入に向けた取組み(試し評価の実施)</p> <p>(3) 職場内の円滑な業務推進と業務効率可視化に向けてデジタル技術浸透に向けた計画策定及び実施</p> <p>(4) 職員の処遇改善加算取得に係る体制の見直しと関連規則の改正</p> <p>(5) 財務内容の再評価(内部留保の適正化、安全性、収益性の改善等)</p> <p>(6) 人員配置計画に基づく人材確保、適正配置と処遇確保</p>
4 主な実施事業(継続事業)
<p>(1) 理事会、評議員会、監事監査の実施</p> <p>(2) 事業計画及び予算の策定</p> <p>(3) 事業報告及び決算報告</p> <p>(4) 人事、労務管理</p> <p>(5) 財務管理、予算管理、登記事務、契約管理</p> <p>(6) 障がい児・者支援センターの施設整備</p> <p>(7) システム・ネットワーク管理</p> <p>(8) 防火・防災、安全衛生管理体制</p> <p>(9) 職場内での感染症対策及び労働災害や事故防止の推進</p> <p>(10) 職員が安心して働くことのできる職場環境の整備</p>
5 廃止、縮小する事務事業
なし

令和8年度 各課事業計画書

担当課	班
総務課	総務施設班

1 課(班)の業務方針

【指定管理施設管理運営基本方針:合志市保健福祉センターふれあい館,合志市老人憩の家】

- (1) 安全で安心して利用できる市の公共施設として管理体制強化を継続する。両施設は竣工から20年超を迎えており、経年による設備等の老朽化によって故障や不具合が生じている。「合志市の貴重な財産を長期間利活用する」ことを意識した施設管理に努め、利用市民の利便性を図る。
- (2) ふれあい館は本会の福祉活動の中心拠点であり、変化する事業展開に対応可能な拠点整備を図る。
- (3) 老人憩の家は入浴設備の経年劣化によるレジオネラ属菌発生リスクの増加が懸念される。清掃と消毒を徹底し、リスク軽減に繋げて維持管理に努める。また、利用者自らが自立した生活の実現に向けて、「介護(認知症)予防の拠点」として活動参加の機会を創出し、高齢者の健康づくりと介護予防を支援する。

【障がい者就労における方針～全体目標:メンバーみんなで施設をきれいにする】

メンバー同士で声を掛け合いながら、やり残した箇所がないように、また清掃の質を落とさないようにすることを目標におく。また、清掃中にご利用者・業務中の職員への配慮を忘れず、施設を利用する全ての人が気持ちよく利用できる環境づくりを心掛ける。

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 施設の修繕※①、②は市高齢者支援課による実施予定分(本会で執行し、後に市から修繕負担金あり)
 - ①ふれあい館…シャワートイレ入替業務
 - ②老人憩の家…なし
 両施設とも、LED照明への入替業務(市契約)

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 老人憩の家は感染症及びレジオネラ症防止対策を行いながら、営業を継続する。
- (2) 施設の経年劣化等による設備の改善、更新について、市高齢者支援課との協議、調整を継続する。
(浴場設備・機器の更新、換気設備の不具合、北駐車場の外灯など)
- (3) 事業ゴミの分別を継続し、資源リサイクルとし搬出する。
- (4) 障がい者就労メンバーの清掃業務ができることを増やしていきつつ、清掃用具の扱い方や手順を充実させることで清掃の質向上へとつなげる。
- (5) 慢性的に発生する浴場設備の不具合、修理による維持管理(不調の早期発見)
- (6) 前年度から引き続き、電気、上下水道、ガスを含めた物価高騰による支出増と賃金上昇による人件費増加が見込まれる。節電・節水・消耗器具備品等の使用を含め、従事する職員に向けた意識の徹底を行っていく。
- (7) 市指定福祉避難所として受け入れできる環境整備を維持し、福祉避難所開設訓練を定期実施することで平時からの備えを意識づける。

4 主な実施事業(継続事業)

指定管理者制度に基づく施設管理(第5期)

- (1) 合志市保健福祉センターふれあい館管理(5年目/5年間)
- (2) 合志市老人憩の家管理(5年目/5年間)

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和8年度 各課事業計画書

担 当 課	班
地域福祉課	地域福祉班

1 課(班)の業務方針

(全体方針)

第4期合志市地域福祉計画・活動計画(令和5～9年度)の方針の基本理念である「市民みんなでまるごと地域共生社会」の実現に向けて、3つの基本方針に沿った事業展開を行うことで計画の継続的な推進を図る。

基本方針1: つながりと支え合いの輪を広げる

- (1) 高齢者の移動手段の問題解決(調査、事業所等との連携、住民ボランティアの養成)
- (2) 福祉教育の強化
- (3) 募金活動の強化

基本方針2: 地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める

- (4) ボランティアセンター機能強化、各種ボランティアの養成
- (5) 地域公益活動推進プラットフォーム(市内法人間の連携・ネットワーク化)の基盤強化

基本方針3: 相談・支援体制の連携の輪を強める

- (6) 重層的支援体制整備事業の総合相談体制の構築・強化

地域福祉コーディネーター(中学校別CSW)が中心となった地域課題、地域状況、地域資源の把握と共有

- (7) 認知症に対する地域住民の理解(共生)と予防の推進
- (8) 災害ボランティアセンター設置及び運営におけるマニュアルの再構築、各課協力体制の強化

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 地域福祉連絡協議会要綱の見直しを行い、地域における多様な福祉活動の状況を踏まえながら、助成の在り方について検討を進め、活動内容に配慮した支援の仕組みについて整理を行う。これらを通じて、地域福祉活動が円滑に展開される環境づくりを進め、地域福祉の推進につなげていく。

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 各地域の実情に応じた地域のニーズや課題を調査し、市全体の地域課題として支援の解決に向けて取り組んでいく。
- (2) 福祉教育・体験学習として、高齢者や障がい者の体験だけでなく、サービラーニング(社会活動を通して地域の一員として主体的に社会や人にかかわることを育む学習)やアクティブラーニング(生徒が能動的に学ぶことができるような学習方法)の手法を用いて、幅広い福祉課題をテーマとした実践プログラムを提案する。学校だけでなく老人会、子ども会、企業へも働きかけていき、地域の担い手づくりを行う。
- (3) 募金依頼に合わせ、自治会との関係強化を図るため、使途金の意義・福祉活動への理解、社協へのさらなる理解をいただけるよう広報活動に力を入れる。地域で行われている地域福祉活動に対して、助成できる仕組みづくりを行う。
- (4) ボランティア活動を活性化するために、ICTを活用し、ボランティアセンターからの情報発信、タブレットを活用した申請書類の作成、SNSを利用した広報活動を強化していく。また合志市介護予防ボランティアポイントの周知及び活用促進を行う。
- (5) 地域公益活動推進プラットフォームの活動が活発化し、共同で地域課題解決に向け福祉教育を基盤とした福祉人材の育成・発掘や、本会の生活困窮者支援と連動した出口支援(就労や社会参加)をともに構築していく。

- (6) 参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(重層的支援体制整備事業)を基盤とした誰もが主役の地域づくりを展開する。またCSWを中心に担当地区(中学校別)の課題を把握し、生活支援コーディネーターとともに解決に向けて取り組めるよう座談会の開催や各種団体・組織への働きかけを行う。
- (7) 介護予防事業の推進や各種ボランティアの養成から組織化する中で、世代を超えて多様な人が参加できる居場所の創設を行う。現在ある居場所の連携を深めるためネットワーク化し、その活動の周知を進めていく。
- (8) ささえ愛ネットワーク模擬訓練(認知症の方への声掛け訓練)を通して、そこに住む地域住民が認知症のことを理解し、ささえ愛ネットワーク地域になるよう訓練の方法を新たな形に進めていく。また認知症の方本人や家族の気持ちに寄り添えるような見守りの仕組みや居場所を共に考えていく。
- (9) 大規模災害時に対応すべく、災害ボランティアセンターの設置及び運営に向け、今あるマニュアルをもとに、かかわる職員の配置、運営する上でより具体的な内容にしていく必要がある。また毎年どこかで起こる災害に向けた応援態勢を整えるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練に1人でも多くの職員が積極的に参加できるよう勧めていく。また大規模災害時に住民同士がささえ合いができるような学びの場を作る。

4 主な実施事業(継続事業)

(自主及び共募配分事業)

- ① ぽっかぽかサポート事業
- ② 災害ボランティアセンター設置事業
- ③ 地域の絆づくり推進事業
- ④ 共募配分(老人福祉、障害者福祉活動、児童・青少年福祉活動、ボランティアセンター・活動育成、福祉育成援助活動)

(委託事業)

- ① 地域福祉支援事業(重層的支援体制整備事業)
- ② 生活・介護支援サポーター養成事業
- ③ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(一部絆づくり事業を含む)
- ④ 地域住民グループ支援事業(サロン)
- ⑤ 認知症予防教室事業(脳活き生き教室)
- ⑥ 認知症地域支援体制構築等推進事業
- ⑦ 総合相談事業(法律・行政心配ごと相談)
- ⑧ 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)

5 廃止、縮小する事務事業

介護者等育成事業(家族介護教室)による福祉講演会の廃止、家族介護教室は、生活・介護支援サポーター養成講座内にて実施する。

令和8年度 各課事業計画書

担当課	班
こども支援センター	こども支援班

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>これまでに築いてきた、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を、地域に根付いた持続可能な体制として確立する。多職種が連携するネットワークを拡大し、「こどもの最善の利益」を守る視点を共有した支援体制を構築する。あわせて、こどもと地域住民が自然に関われる「居場所」や交流機会を作ることで、家庭の孤立を防ぎ、地域全体で成長を喜び合える環境を整える。これらの取り組みを通じて、住民の強みを活かした「地域の子育て力」の向上を図り、こどもたちが安心して未来を描ける、次世代へつなぐまちづくりを推進する。</p> <p>(1) 地域子育て相談機関として日常的な相談・ニーズ把握を行い、関係機関と連携した「切れ目ない支援体制」を発展させていく。</p> <p>(2) 中高生の健全育成や孤立防止の観点から、気軽に来館できる居場所づくりを展開する。多様な世代が集う場での交流や体験を通じて、地域全体でこどもを育む環境づくりを行う。</p> <p>(3) こども家庭センターや関係機関とのネットワークを活用し、家庭のニーズを早期に把握できる体制を整える。児童虐待の未然防止や、困難を抱える家庭への支援体制を維持・向上させる。</p> <p>(4) 多様な地域資源を柔軟に活用しつつ、個々の発達に応じたアタッチメント(愛着)形成や健全育成に努める。</p> <p>(5) 事業を支えるボランティアや役員との信頼関係を継続しつつ、次世代の人材発掘や運営方法の最適化を検討する。地域福祉課等の他課と協働し、時代の変化に即した持続可能な体制を維持・構築する。</p>
<p>2 新たにに取り組む事務事業</p> <p>(1) 子育て出張ひろば(栄市民センターみどり館) (2) こどもの居場所作り(須屋市民センター)</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>(1) 地域子育て支援センター(地域子育て相談機関・利用者支援事業)</p> <p>新たな拠点での事業実施を機に、これまで接点のなかった家庭とのつながりを創出し、相談支援を強化する。既存事業においても、各家庭への支援や関係機関との連携を継続するとともに、こども食堂等とのネットワークを広げ、多方面から支える支援体制を構築する。</p> <p>(2) 児童センター事業</p> <p>中高生の居場所づくりとして、新たにダンススペースを開放。既存の音楽スペース「奏」を継続しつつ、異なる分野での施設開放も進め、地域福祉課と連携しながら、幅広い世代のこどもたちが集える居場所づくりを推進する。</p> <p>(3) ファミリーサポートセンター事業</p> <p>地域の子育て相談機関や各関係機関を通じて、積極的な情報発信と利用者の発掘、利便性の向上に努める。また、協力会員の確保を強化するため、養成講座の日程や実施時間を見直すとともに、関係機関への働きかけを強め、体制を拡充する。</p> <p>(4) 病児・病後児保育事業</p> <p>現在の病児保育事業としての水準を維持しながら、他施設との情報交換を行う中で、現場に活かせるものがあれば積極的に取り入れていき、質の向上に努める。また、引き続き保護者もこどもも安心して預けられる、過ごせる環境づくりを行い、快適で安心・安全な保育看護・個別対応に努める。</p> <p>(5) 放課後児童健全育成事業</p> <p>安全計画に基づき、引き渡し訓練等を行うことでこども及び保護者の防災意識の向上、さらには災害時の連携強化を目指す。こども一人ひとりの育成支援の充実及び保護者との円滑なコミュニケーションを図る。</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 地域子育て支援センター(地域子育て相談機関・利用者支援事業) (2) 児童センター事業</p> <p>(3) ファミリーサポートセンター事業(ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業)</p> <p>(4) 病児・病後児保育事業 (5) 放課後児童健全育成事業</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>・ふらっとホーム太陽事業</p>

令和8年度 各課事業計画書

担 当 課	班
生活支援相談センター	生活支援班

1 課(班)の業務方針
<p>「見えにくい困りごとを見逃さない」地域のセーフティネットとして機能するよう、専門相談機能を有する本会の特徴を生かし、生活課題を抱える市民を取り残さない包括的支援を推進する。</p> <p>(1) 総合相談・伴走型支援の徹底 経済的困窮をはじめ、就労課題、心身の不調、家族関係、家計問題など複合的課題を抱える相談者に対し、尊厳を守る姿勢を基本に、包括的かつ伴走型の支援を行う。自己決定を尊重し、切れ目のない継続支援を実施する。</p> <p>(2) 制度横断的アセスメントと支援調整 生活状況を丁寧にアセスメントし、個別支援プランを策定。就労準備支援・家計改善支援・一時生活支援等の任意事業の活用に加え、地域福祉課や他専門機関と連携し、インフォーマルサービスも組み合わせた支援を展開する。</p> <p>(3) ひきこもり・孤立へのアウトリーチ ひきこもり支援ステーション事業の周知と訪問型支援を強化し、社会的孤立が懸念される方へ積極的にアウトリーチを行う。家族支援や居場所づくりを通じ、社会参加への段階的支援を進める。</p> <p>(4) 第二のセーフティネット機能の強化 生活保護に至る前段階での自立支援を強化するとともに、保護が必要な場合は速やかに福祉事務所へつなぐ。緊急時には生計困難者レスキュー事業や食糧支援を活用し、ライフライン維持を図る。</p> <p>(5) 権利擁護と後見支援体制の充実 判断能力が不十分な方には、地域福祉権利擁護事業を活用した意思決定支援を行う。身寄りのない高齢者等に対しては、法人後見体制を整備し、専門職の助言を得ながら適正な後見業務を実施する。</p> <p>(6) 特例貸付利用者への償還支援 新型コロナウイルス特例貸付の借受人に対し、償還相談や家計支援を行い、再困窮の防止に努める。</p>
2 新たに取り組む事務事業
なし
3 改善や強化を行う事務事業
<p>(1) 相談窓口周知活動(情報のアウトリーチ)強化及び複合的な相談に対応する相談員の資質向上</p> <p>(2) ひきこもり相談窓口の地域住民、関係機関へさらなる周知</p> <p>(3) 地域福祉権利擁護事業における生活支援員の養成及び育成強化</p> <p>(4) 法人後見受任体制の整備と身寄りのない高齢者等への支援体制構築の検討</p> <p>(5) 備蓄食料等の確保のためのネットワーク強化と地域資源の開発</p>
4 主な実施事業(継続事業)
<p>(1) 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>(2) 生活困窮者自立支援の機能強化事業</p> <p>(3) ひきこもり支援ステーション事業</p> <p>(4) 法人後見事業</p> <p>(5) 地域福祉権利擁護事業</p> <p>(6) 生活福祉資金貸付(県社協委託)、福祉金庫貸付</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症特例貸付に関する償還業務</p>
5 廃止、縮小する事務事業
なし

令和8年度 各課事業計画書

担当課	班
介護支援相談センター	ふれあい館サブセンター班、ケアプランセンター班

<p>1 課の業務方針</p> <p>本会は、公的機関である地域包括支援センターと、民間部門である居宅介護支援事業所の双方を有する特性を活かし、官から民への円滑な連携体制を構築する。</p> <p>地域包括支援センターでは、総合相談、権利擁護、虐待対応、介護予防支援等を通じ、地域の高齢者支援の中核機能を担う。一方、居宅介護支援事業所では、利用者本位のケアマネジメントを徹底し、医療・介護・障害福祉サービスとの調整を行う。</p> <p>両部門が情報共有とケース検討を重ねることで、制度のはざまにある課題や複合的課題に対しても切れ目なく対応し、相談機能の高度化と地域全体の支援力向上を図る。</p> <p>また、社会福祉協議会の特性を生かし、介護保険制度のみならず障害福祉制度や地域福祉、成年後見制度等の知識を高め、各サービス事業所や市役所担当課、民生・児童委員等との連携を深めることで、「すべての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち」を目指し、質の高い事業運営を行う。</p>
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <p>(1)居宅介護支援事業所の処遇改善加算算定のための取り組み</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>(1) 高齢者人口増加に伴い、地域包括支援センター業務や介護支援専門員に従事する専門職の増員が必要となっている。生活支援相談センター、地域福祉課、介護サービス課など、関連部署との連携を強化し、当居宅からの出向職員の人材育成に努める。</p> <p>(2) BCPの研修や訓練を継続して実施し、内容の検証・見直しを図ることで実効性の高いBCPを作成する。</p> <p>(3) 地域ケア会議の開催や参加により、自立支援に向け、また、課題を持つ対象者やその家族のみならず、地域課題の解決に向けた支援調整を強化する。</p> <p>(4) 各課で課題となる事例の検討の場である社内重層会議に参加し、事例検討や情報共有等が充実した内容となる視点を広げ連携の強化を図る。</p> <p>(5) 適切なケアマネジメントの手法を学び標準的な視点を持つことで、自立支援に資するケアマネジメントや多職種連携、社会資源の活用に向けた取り組みを行う。</p> <p>(6) 業務効率化、ペーパーレス化、情報共有のスピードアップのためのICTの導入活用</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 合志市地域包括支援センターにかかわる業務</p> <p>① 市地域包括支援センター班への専門職の出向業務(主任介護支援専門員、社会福祉士)</p> <p>② サブセンターふれあい館の業務委託</p> <p>(2) 社協ケアプランセンター班にかかわる業務</p> <p>① 指定居宅介護支援</p> <p>② 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(委託)</p> <p>③ 住宅改修、福祉用具購入理由書作成</p> <p>④ 福祉用具貸出事業</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>なし</p>

令和8年度 各課事業計画書

担 当 課	班
介護サービス課	デイサービスセンター班

1 課(班)の業務方針
<p>令和8年度は、障害福祉サービス事業の新施設への移行を踏まえ、介護が必要な高齢者と障がい者が共生できる通所系サービスを展開できるよう検討する。また、アセスメント力の向上、ICT活用による業務効率化、各種委員会運営(感染症対策、虐待防止、身体拘束適正化、事故防止等)の徹底により、安全・安心で質の高いサービス提供体制を確立する</p> <p>「楽しみながら生き生きと、1人ひとりの心に寄りそうデイセンター」という理念にもとづき、自宅での生活が安心安全に暮らせるよう、QOLの向上を目指し、デイでの支援状況をケアマネジャー、相談員を通じて、介護、障がい、医療サービスの連携を重視し支援していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症対策を引き続き徹底し、安心安全のサービス提供に努める。 (2) 多職種による科学的根拠に基づいた介護ができるよう、アセスメント力の向上を図る。 (3) 介護記録用ソフトで記録を管理することにより、業務の効率化を図り、利用者との関わりの時間を増やすことでより良い支援へとつなげる。 (4) 各種研修会への参加や社内研修会等の充実を図り、専門分野の知識・技術の向上を目指す。 (5) 感染症対策、虐待防止検討、苦情解決・身体拘束適正化・事故防止委員会の運営。定期的研修と実施訓練を行う。
2 新たに取り組む事務事業
<ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の処遇改善 「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」の取得のためのケアプランデータ連携システムの導入及び運用
3 改善や強化を行う事務事業
<ol style="list-style-type: none"> (1) 通所介護事業では、利用者の潜在能力を引き出すべく、自立(自律)支援を目指し、個別対応に力を入れる。第1号通所事業に関しては、火、木曜日を稼働日とし、心身機能維持向上を図る。 (2) 感染症対策を徹底しながら、稼働率の向上を図り安心安全なデイサービス事業の運営を行う。また、多職種のチーム支援を活かし、安定した事業継続を目指す。 (3) 各種委員会に基づき、定期的研修と実施訓練の実施。 (4) 事業の見える化の作業を行い、職員による共有化を行う。
4 主な実施事業(継続事業)
<ol style="list-style-type: none"> (1) 通所介護事業(要介護認定者:月～金 定員35名) (2) 第1号通所事業(要支援認定者:火・木) (3) 生活介護(障がいがある方の基準該当サービス:月～金)
5 廃止、縮小する事務事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護報酬加算(入浴介助加算Ⅱ、口腔栄養スクリーニング加算) ・ 高齢者支援課委託事業(栄市民センターみどり館:通所型サービスA)

令和8年度 各課事業計画書

担 当 課	班
介護サービス課	ヘルパーステーション班

1 課(班)の業務方針
<p>在宅生活を支える基盤サービスとして、高齢者および障がい者が住み慣れた自宅で安心して生活を継続できるよう支援する。</p> <p>一人ひとりの生活歴や価値観を尊重した個別支援を徹底し、自立支援と重度化防止を基本とする。サービス提供責任者および訪問介護員の専門性向上を図り、虐待案件や複合課題にも対応できるよう合志市をはじめとする関係機関との情報共有体制を強化する。</p> <p>令和8年度は、新たにヤングケアラー等、家族内で過度な介護負担を抱える家庭へのヘルパー派遣を実施し、子どもや家族の生活を守る支援を強化する。</p> <p>あわせて、感染症対策および災害時対応、社協内での多職種・関係部署との連携強化により、安心・安全かつ持続可能な事業運営を目指す。</p> <p>(1) 高齢者や障がいを持つ方々一人ひとりの個性を受容し、寄り添い、個別支援に努める。</p> <p>(2) 出来る限り自立した日常生活が継続できるように支援する。</p> <p>(3) 研修等の企画や参加により、より良い質の高いサービスを提供する。</p> <p>(4) 虐待案件など様々なケースに柔軟に対応できるサービス提供責任者、訪問介護員の育成に努める。</p> <p>(5) 本会実施事業及び他職種など、外部関係機関との情報共有等の連携を行い支援の充実を図る。</p> <p>(6) 流行する感染症等の予防対策、また災害時の対応を徹底し、安心、安全で持続可能なサービス提供に努める。</p>
2 新たに取り組む事務事業
<p>・子育て世帯訪問支援事業・・・ヤングケアラーへの家事支援、育児養育支援、入浴補助等</p>
3 改善や強化を行う事務事業
<p>(1) 引き続き収益増を図る為、居宅介護支援事業所及び相談支援事業所との連携の充実を図り、様々なニーズへの対応にて安定した事業継続を目指す。</p> <p>(2) ヘルパーの高齢化で人材の確保が急務となっている。登録ヘルパーについては、介護職員初任者研修奨学金貸与を継続する。</p> <p>(3) 事業所における次世代の人材育成のために、実務担当の見直し、研修受講を進める。</p> <p>(4) 職員の腰痛予防対策のためマッスルスーツを導入する。</p>
主な実施事業(継続事業)
<p>(1) 合志市委託事業:訪問型サービスA支援事業</p> <p>(2) 合志市委託事業:認知症高齢者家族やすらぎ支援事業</p> <p>(3) 訪問介護事業:指定第一号訪問事業、指定訪問介護事業</p> <p>(4) 合志市委託事業:地域支援移動支援事業</p> <p>(5) 障がい福祉サービス事業:居宅介護等、重度訪問、同行援護</p> <p>(6) 有償ヘルパーサービス事業(制度外支援)</p>
5 廃止、縮小する事務事業
<p>なし</p>

令和8年度 各課事業計画書

担当課	班
障がい者支援センター「れんがの家」	障がい相談支援班 児童発達支援班 基幹相談支援センター

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>れんがの家は、障がいのある方やその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関と連携し、切れ目ない支援の提供に努める。本年度は、既存事業の質の向上及び支援体制の充実を図り、生活場面や環境に応じた支援を切れ目なく提供できる体制づくりに努める。</p> <p>[相談支援]</p> <p>(1) 外部機関とのネットワーク作りを行い、法人内外における多様な相談窓口(生活支援、介護支援、地域、こども等)との連携を図り、横断的な相談支援を行う。</p> <p>(2) 複雑かつ多様化するニーズに対しても柔軟に対応できるよう、主任相談支援専門員をはじめ、専門性を有する相談支援専門員を配置し、制度を活用した課題整理と支援調整を行う。</p> <p>[地域活動支援センター]</p> <p>(3) 障がいのある方や地域住民、ひきこもり傾向の方が気軽に利用できる日中活動の場や居場所を提供するとともに、地域のボランティアや関係者との交流を通じて、社会参加の促進と孤立防止に努める。</p> <p>[児童発達支援]</p> <p>(4) こどもの障がいや特性に応じた支援を行い、家族の思いに寄り添いながら、日常生活及び社会生活を円滑に送るための基礎的な力を育むとともに、関係機関と連携した支援を行う。</p> <p>[基幹相談支援センター]</p> <p>(5) 地域における相談支援体制の中核として、困難事例への対応や専門的助言を行うとともに、行政や関係機関との連携を強化し、地域全体の支援力の向上を図る。</p>
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <p>・保育所等訪問支援事業</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>[相談支援、基幹相談支援センター]</p> <p>(1) 基幹相談支援センター、合志市障がい相談支援、計画相談支援の三層の役割分担を明確化し、それぞれの機能に応じた相談対応を行う事で、地域全体の相談支援体制強化を図る。あわせて、情報共有や連携体制の充実を図り、支援の重複や停滞を防ぎながら、支援の継続性及び質の向上を目指す。</p> <p>(2) 相談支援の三層構造(基幹・障がい者相談・計画)に基づき、記録のICT化による業務の効率化と情報共有の強化を図り、相談支援体制全体の質の向上につなげる。</p> <p>[地域活動支援センター]</p> <p>(3) 相談機能の充実に伴い、相談や居場所としての利用に加え、関係機関との連携に関するニーズも増加している。これらに対応する為、機能と運営体制の改善・強化を進める。</p> <p>[児童発達支援]</p> <p>(4) 事業所内での支援に加え、こどもが生活する家庭、園等の環境を踏まえた支援の充実を図る。また、保護者支援や関係機関との連携を通じて、生活の場につながる支援の在り方について検討を進める。</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 指定一般相談支援(地域移行計画相談・地域定着計画相談)</p> <p>(2) 指定障がい者相談支援・指定障がい児相談支援(計画相談) (3) 指定児童発達支援事業</p> <p>(4) 合志市障がい相談支援事業(委託事業) (5) 地域活動支援センター事業(委託事業)</p> <p>(6) 合志市障がい者基幹相談支援センター事業(委託事業)</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>なし</p>

令和8年度 各課事業計画書

担当課	班
障がい者支援センター「スペースれんが」	放課後等デイサービス班 生活介護班

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>【放課後等デイサービス事業】 児童福祉法および、法人・事業所の基本理念、各種ガイドラインに則り、創意工夫を図りながら支援の質の向上に努める。</p> <p>(1) 【発達支援】こども一人ひとりの個性と成長に丁寧な目を向け、生きる力や自立心を育む。こどもの将来の発達や成長の見通しを踏まえ、様々な遊びや学び、体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自信や意欲を育む支援を行う。</p> <p>(2) 【家族支援】家庭の状況を踏まえ、こどもへの相互理解を深めるとともに、職員との信頼関係を構築する。安心して利用・相談のできる場所として、「家族の暮らしや育ち」を支援する。子育ての経験、工夫などを共有し、保護者会等を通じて保護者同士がつながりあえる機会をつくる。</p> <p>(3) 【地域支援・地域連携・移行支援】学童クラブ、児童館、こども手話教室等、同年代のこどもとの交流の機会を促進する。こどもや家庭生活に関わる医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、入学・進学・卒業等のライフステージにおける環境の変化に対しても、こどもと家族の夢や希望を大切にしながら、切れ目ない支援を提供する。</p> <p>【生活介護】 利用者の生活スタイルと個々のニーズを尊重し、柔軟に利用時間の調整ができる体制を整える。成人期の利用者に対し、生活の楽しみややりがいを大切にしながら、心豊かな生活を送ることができるよう支援する。</p> <p>(1) 【自立支援・生活力の向上】生産活動・創作活動・運動・レクリエーション・人との交流・機能訓練等を通し、それぞれの力を発揮し自分らしく意欲的に生活する支援を行う。</p> <p>(2) 【身体介護・家族支援】就労世帯のニーズに対応するとともに、医療的ケアを含むケアニーズの高い利用者・家族が安心して利用できる職員配置と環境整備を行う。</p> <p>【日中一時支援事業】</p> <p>(1) 【預かりニーズへの対応】家族の就業や兄弟児の行事等への対応など、放課後等デイサービス対応時間を超えての預かりニーズに対して、ケアの一時的な代行を行う。</p>
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <p>【生活介護】</p> <p>(1) 地域ニーズに応じて利用定員の増員を行う(定員7人→9人)</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>【放課後等デイサービス・生活介護】</p> <p>(1) 保護者会・親Café・家族交流会を計画的に実施し、交流・相談・情報共有の機会の充実を図る。保護者同士のつながり作りを進め、孤立の防止および子どもの将来不安の軽減につなげる。れんがの卒業生についても安心して立ち寄り、相談できる場として継続的なアフターフォロー体制を整える。</p> <p>(2) 支援の質の向上を目指し、各職種の専門性を高め職員同士が協力・連携しながら、5領域の視点を踏まえPDCAサイクルを意識し個別支援計画に基づいた支援を行う。</p> <p>(3) 事故・災害・感染症等を想定し、安心・安全な支援実践を目的に安全計画・各マニュアル整備を行う。また業務効率化に向けた取り組みを進める。</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業(重心児;定員5名、重心児外;定員;10名)</p> <p>(2) 指定生活介護事業(定員;9名)</p> <p>(3) 日中一時支援事業(定員;10名)</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業 なし</p> <p>なし</p>

令和8年度 各課事業計画書

担当課	班
このみ坂保育園	このみ坂保育園

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>保育方針である、豊かな感性をもった思いやりのある素直な子どもたちを育てることを使命として、異年齢保育ならではの、異なる年齢層の子どもたちが共に過ごすことで多様な視点や経験を共有し学び合い、保育内容の充実・安心安全な保育を目指していく。</p> <p>近年、子ども家庭福祉を取りまく国の動向が大きく動いている一方で、子どもと家庭の置かれている環境も多様化し転換期を迎えている。保育園を利用する子どもの保育についても、一人ひとりの状況やニーズを踏まえた個別の対応がより重要になってきている。</p> <p>また、特別な配慮を必要とする子どもや保護者への支援においては、家庭や市、専門機関と連携をするとともに、同じ組織内に有する障がい者支援センター・生活支援相談センターとの交流やつながりの強化に努める。</p> <p>一方、地域の子育て支援拠点として、親子に寄り添い、地域に開かれた保育所として、気兼ねなく安心して集える場所であるように努めるとともに、保育園が担う「つどいの広場」の特色を生かした活動内容など、さらに充実を図る。</p> <p style="padding-left: 20px;">＜主となる目標＞</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全管理の充実・強化(感染対策・活動中の転倒等の事故・食事中の誤嚥による窒息事故・乳幼児突然死症候群・虐待防止対策・子ども性暴力防止法(令和8年度施行予定)等を徹底し、安全で安心できる保育環境を整える) (2) 登園・降園システムの情報を使用した、園と保護者との連携の強化(安否確認等含む) (3) 母体(社会福祉協議会)の他事業との連携を図り、地域行事等への参加・農園活動(男のサロン)・本の読み聞かせ(地域ボランティア)・小中高生との交流を通し、地域との繋がりや人と関わる基本的な力を養う (4) 開園より15年目を迎え、総合的に基本に戻り、おもに保育内容・職員の業務の見直しなどを図り、組織の強化をおこなう
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ICT化による業務の効率を目指す(園児の登園・降園の管理・保育に関する計画・記録・保護者との連絡等の見直しを図り保育士等の業務負担軽減を図る) * 令和8年度目標: 更改業者への情報更新作業 (2) 支援が必要な子どもに対して専門機関との連携の強化(菊池圏域地域療育センター・市の保健師・菊池支援学校特別支援コーディネーター・児童発達支援事業・相談支援事業所等)継続中 (3) 子育て困難・育児不安・虐待などに対する相談・専門機関との連携の強化(市/子ども家庭課・児童相談所など) (4) 質の高い保育の確保・向上・安全性の確保を図るため、各種研修・園内(職員間のクラス交流)・他園との人事交流等を通して情報の共有をおこない、保育提供体制の強化に努める
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染予防・事故防止・虐待防止・子ども性暴力防止対策の継続 (2) 異年齢保育の取り組み (3) ホームページ・ICTを活用し、園の活動(子どもたちの様子)の配信 (4) 保育士の専門性の強化と保育内容の充実(キャリアアップ研修資格取得による職員の資質向上など) (5) 新任保育士への指導・支援体制の充実とともに職員全体が基本に戻り安心・安全な保育に努める (6) 保育士等の確保(保育実習の受け入れ、働く機会の提供など復職支援の継続) (7) 身近にある自然環境を活かし、楽しみながら自然に親しむ活動を展開する
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通常保育事業 (2) 異年齢保育事業 (3) 体力増進・給食室との連携による食育推進事業 (4) 障がい児受け入れ保育事業及び他施設の障がい児との交流事業 (5) 延長保育事業 (6) 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場) (7) 体験交流事業
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p style="padding-left: 20px;">なし</p>